

規 約

平成 19 年 4 月 24 日改訂

本島慶良間海域保全協会

本島慶良間海域保全協会規約

第一章 総則

第一条【名称】

本協会は、本島慶良間海域保全協会（以下本協会とする）と称する。

第二条【事務局の所在地】

本協会事務局の所在地は、沖縄本島内に置くものとし、理事会が決議し会長が定める。

第三条【目的】

本協会は、慶良間海域を利用するダイビング等のマリレジャー事業者が、その技術と安全性及びマナーの積極的向上を図るとともに、自然環境の適切な保全と継続的な活用並びに観光振興と地域振興に寄与することを目的とする。

第二章 事業

第四条【事業】

本協会は、第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)慶良間海域の適切な自然環境保全と継続的な活用に関する事業
- (2)海域利用の安全性、技術、マナーの向上、及び自然環境保全に係わる規則又はルールの制定及び運用とその啓蒙活動
- (3) 自然環境の保全及び安全対策の向上に必要な各種訓練、講習会等の開催
- (4)その他、本協会の目的達成に必要な事業

第三章 協会員

第五条【協会員の資格】

慶良間海域を利用するダイビング、船舶等のマリレジャー事業者、又は本協会の目的に賛同するものによって構成する。

第六条【加入】

- 1、協会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、協会に加入することができる。
- 2、本協会は、加入の申込みがあった時は、理事会においてその諾否を決する。

第七条【自由脱退】

協会員は、あらかじめ協会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

第八条【除名】

本協会は、次の各号の一に該当する協会員を除名することができる。この場合において、本協会は、その総会の10日前までに、その協会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1)長期間にわたって本協会の活動、又は事業に参加しない協会員

- (2)会費、費用等の支払い、その他本協会に対する義務を怠った協会員
- (3)本協会の事業活動を妨げ、又は妨げようとした協会員
- (4)本協会の事業活動において不正行為をした協会員
- (5)犯罪、その他著しく信用を失う行為をした協会員

第九条【会費及び事業活動費】

1、本協会は、次の費用を協会員より徴収することができる。

- (1)本協会運営費を年会費として協会員から徴収することができる。
- (2)本協会において、事業活動資金が必要な場合は、別途これを定め徴収することができる。

2、前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

第十条【拠出金品の不返還】

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第十一条【届出】

協会員は、次の各号の一に該当する時は、14日以内に本協会に届け出なければならない。

- (1)氏名及び名称(法人たる協会員にあつては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき
- (2)事業の全部又は一部を休止、若しくは廃止したとき

第四章 役員、顧問及び職員

第十二条【役員の数】

本協会の役員の数、次のとおりとする。

- (1)理事 7人以上10人以内
- (2)監事 1人又は2人

第十三条【役員の任期】

1、役員任期は、次のとおりとする。

- (1)理事 2年又は就任後において開催される第二回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- (2)監事 2年又は就任後において開催される第二回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間

2、補欠(定数の増加に伴う場合の補充も含む。)のために選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

- 4、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員として職務を行う。

第十四条【会長及び副会長の選任及び職務】

- 1、理事のうち1人を会長、2人を副会長とし、理事会において選任する。
- 2、会長は、本協会を代表し、本協会の業務を執行する。
- 3、副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはその職務を代理、又は代行する。
- 4、前項においては、次のとおり会長代行を決する。

(1)副会長2名の協議により選任

(2)副会長2名の協議により決しないときは、理事会による選任

- 5、会長、副会長ともに事故又は欠員のときは理事会において、理事のうちからその代理者又は執行者1人を定める。

第十五条【監事の職務】

- 1、監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事、その他職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2、監査は、その職務を行うため特に必要があるときは、本協会の業務及び財産の状況調査をすることができる。

第十六条【役員の実義務】

本協会の役員は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第十七条【役員選挙】

- 1、役員は総会において選挙する。
- 2、役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3、有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を決める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4、第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5、指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6、選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

第十八条【役員報酬】

役員に対する報酬は、総会において定める。

第十九条【顧問】

- 1、本協会に顧問を置くことができる。
- 2、顧問は、学識経験者のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第二十条【事務局長及び会計主任】

- 1、本協会に、事務局長及び会計主任を置くことができる。
- 2、事務局長及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

第二十一条【職員】

本協会に、事務局長及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第五章 総会、理事会及び委員会

第二十二条【総会の招集】

- 1、総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2、通常総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の決議を経て、会長が召集する。

第二十三条【総会招集の手続】

総会の招集は会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各協会員に発してするものとする。

第二十四条【総会の機能】

総会は、次の事項について議決する。

- (1)規約の変更
- (3)解散又は合併
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)事業計画及び収支予算
- (6)役員を選任又は解任
- (7)役員報酬
- (8)会費及び事業活動費の額及び徴収方法
- (9)借入金(その事業年度内に償還する短期借入金を除く。)の限度額
- (10)その他運営に関する重要な事項

第二十五条【書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使】

- 1、協会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その協会員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の本協会員でなければならない。
- 2、代理人が代理することができる協会員の数は、2人以内とする。

第二十六条【総会の議事】

総会の議事は、法令及び条例などに特別の定めがある場合を除き、総協会の2分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十七条【総会の議長】

総会の議長は、総会ごとに、出席した協会員又は協会員たる法人の代表者のうちから選任する。

第二十八条【緊急議案】

総会においては、出席した協会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第二十一条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

第二十九条【総会の議決事項】

総会においては、法又は規約で定めるもののほか、理事会において必要と認める事項を議決する。

第三十条【総会の議事録】

- 1、総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。
- 2、前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1)召集年月日
 - (2)開催の日時及び場所
 - (3)協会員数及び出席者数
 - (4)議事の経過の要領
 - (5)議案別の議決の結果 (可決、否決の別及び賛否の議決権数)

第三十一条【理事会の招集】

- 1、理事会は会長が招集する。
- 2、会長が事故又は欠員のときは、第十四条3、4、5項にしたがい、他の理事が招集する。
- 3、前2項の規定にかかわらず、理事は必要があると認めたときは、何時でも会長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求できる。
- 4、前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

第三十二条【理事会招集の手続】

理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。但し、理事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。

第三十三条【理事会の議事】

理事会の議事は、次の場合に可決できる。

- (1)理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- (2)理事全員の書面及び電子メールによる承認、決議を認めるものとする。

第三十四条【理事会の書面議決】

理事会は、法又はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決できる。

- (1)総会に提出する議案
- (2)その他業務及び事業の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

第三十五条【理事会の議長及び議事録】

- 1、理事会においては、会長がその議長となる。
- 2、理事会の議事録については、第三十条の規定を準用する。この場合において、同条第2項5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

第三十六条【委員会】

- 1、本協会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
- 2、委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、内規で定める。

第六章 会計

第三十七条【事業年度】

本協会の事業年度は、毎年3月1日より翌年2月末日に終わるものとする。

第三十八条【会計の区分】

本協会の会計は、次の2種類とする。

- (1)協会の運営に係る事務及び業務などの活動に関する会計
- (2)保全活動などの活動及び事業に関する会計

第三十九条【予備費の設定及び使用】

- 1、予算超過又は予算外の支出に宛てるため、予算の中に予備費を設けることができる。
- 2、予備費の使用は、理事会の決議を経なければならない。

第四十条【剰余金の処分】

決算上、剰余金が生じたときは、次年度に繰越すものとし、予備費とする。

【附則】

- 1、本規約は、協会設立の日から施行する。
- 2、設立当時の役員の任期は、第十三条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
- 3、最初の事業年度は、第三十七条の規定にかかわらず、本協会設立の日から平成 18 年 2 月 28 日までとする。
- 4、初年度の会費は、年額 2 万円とし、9 月 30 日までの一括徴収とする。
- 5、設立当時の事務局は、次の場所に置くものとする。
 - (1)沖縄県海洋レジャー事業協同組合内
住所：宜野湾市大山 5 丁目 3 番地 9 号 マーシービル 2 0 1 号
- 6、平成 19 年 4 月 24 日第 2 回通常総会において規約第十二条【役員の定数】(1)理事の定数を{10 人以上 15 人以内}を改訂。
- 7、平成 19 年 4 月 24 日第 2 回通常総会において規約第三十三条【理事会の議事】に(2)項を追加。

規 約

本島慶良間海域保全協会